

釜石魚河岸にぎわい館条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第1項の規定により釜石魚河岸にぎわい館の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 魚河岸地区のにぎわい創出の拠点として、展示、物販及び飲食をとおした情報発信を行う釜石魚河岸にぎわい館(以下「にぎわい館」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第3条 にぎわい館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 釜石魚河岸にぎわい館

位置 釜石市魚河岸3番3

(施設区分)

第4条 にぎわい館の施設は、次のとおりとする。

- (1) 1階ホール
- (2) 展示・物販スペース
- (3) キッチンスタジオ
- (4) 会議室
- (5) 1階店舗
- (6) 2階店舗
- (7) 2階ホール
- (8) 共用テラス
- (9) 屋外物販施設
- (10) 駐車場(イベント広場)
- (11) 屋外トイレ

(呼称)

第5条 市長は、にぎわい館の全部又は一部について、呼称を定めることができる。

2 市長は、前項の規定により呼称を定めたときは、これを告示するものとする。なお、これを変更し、又は廃止したときも同様とする。

(指定管理者による管理)

第6条 にぎわい館の管理は、指定管理者(地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせるものとする。

(開館時間)

第7条 にぎわい館の開館時間は、次のとおりとする。

- (1) 駐車場及び屋外トイレ 0時から24時まで
- (2) 1階店舗及び2階店舗 指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。
- (3) 前2号に規定する施設以外の施設 9時から18時まで

2 指定管理者が必要と認めるときは、前項の開館時間を変更することができる。

(休館日)

第8条 にぎわい館(駐車場及び屋外トイレを除く。)の休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

- (1) 毎週火曜日(1階店舗及び2階店舗を除く。)
- (2) 12月29日から翌年の1月3日まで

(利用の許可)

第9条 第4条第1号から第9号まで及び第10号(駐車場利用を除く。)に掲げる施設を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者に申請して許可を受けなければならない。許可を受けた者(以下「利用者」という。)が許可を受けた事項を変更しようとする場合も同様とする。

2 指定管理者は、にぎわい館の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付すことができる。

(利用の制限)

第10条 指定管理者は、にぎわい館を利用する目的が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その利用を許可しないものとする。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。

(2) にぎわい館を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認めるとき。

(4) その他指定管理者がにぎわい館の管理上適当でないと認めるとき。

(利用期間)

第11条 にぎわい館の利用期間は、次のとおりとする。

(1) 第4条第1号から第4号まで、第7号から第9号まで及び第10号(駐車場利用を除く。)に掲げる施設は、同一目的で引き続き5日を超え、又は日時若しくは曜日を定期的に指定して独占的に利用することができない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときはこの限りでない。

(2) 第4条第5号及び第6号に掲げる施設は、許可の日から3年以内とする。

2 前項第2号の利用期間は、これを更新することができる。

(利用料金)

第12条 にぎわい館の利用料金は、別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

2 利用者は、利用の許可を受けた際に前項の規定による利用料金に消費税額及び地方消費税額を加えた額(その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)を指定管理者に納付しなければならない。

3 指定管理者は、特別な理由があると認めるときは、前項に規定する利用料金の納付期日を別に指定することができる。

(利用料金の収入)

第13条 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させる。

(利用料金の減免)

第14条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第4条第1号から第4号及び第7号から第10号(駐車場利用を除く。)に掲げる施設の利用料金の全部又は一部を免除することができる。

(1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者(15歳未満の者につき、その保護者が身体障害者手帳の交付を受けているときは、当該15歳未満の者)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者、その他規則で定める者が利用するとき。

(2) 指定管理者が公益上特別の理由があると認めるとき。

(3) その他指定管理者が適当と認めるとき。

(利用料金の不還付)

第15条 納付された利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(利用許可の取消し等)

第16条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条に規定する利用の許可を取り消し、又はその利用を制限し、若しくは停止し、又は退去を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則その他の規定に違反したとき。
- (2) 利用の許可に付した条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により利用の許可を受けたとき。
- (4) 災害その他不可抗力によりにぎわい館の運営上、緊急やむを得ない理由が発生したとき。
- (5) その他指定管理者が必要と認めたとき。

(利用権の譲渡等の禁止)

第17条 利用者は、利用の許可の権利を他に譲渡し、又は転貸してはならない。

(禁止行為)

第18条 利用者及びにぎわい館を訪れる者(以下「来館者」という。)は、にぎわい館において次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 許可を受けないで印刷物若しくはポスター等を掲示し、又は配布すること。
- (2) 火気を使用すること。ただし、第9条の規定により指定管理者から火気の使用を認められたときを除く。
- (3) 所定の場所以外で喫煙すること。
- (4) にぎわい館を汚損し、損傷し、又は滅失すること。
- (5) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (6) 動物の類(身体障害者補助犬を除く。)を携行すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、にぎわい館の管理に支障を及ぼす行為をすること。
- (8) その他指定管理者が危険と判断した行為をすること。

(指定管理者の指定の手続)

第19条 にぎわい館の管理について、第6条に規定する指定管理者の指定を受けようとする者は、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、次に掲げる事項等を審査し、その結果を同項の申請をした者に通知するものとする。

- (1) 平等な利用が確保されること。
- (2) 管理に係る経費の縮減が図られること。
- (3) 魚河岸地区のにぎわいの創出が図られること。
- (4) 事業計画書に基づき、継続して適正に管理することができる人的能力及び物的能力を有していること。

3 市長は、前項の規定により指定管理者を指定したときは、その旨を告示しなければならない。

(指定管理者による管理の基準)

第20条 指定管理者は、法令、この条例及びこの条例に基づく規則その他市長の定めるところに従い、適正に管理しなければならない。

(指定管理者の業務)

第21条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) にぎわい館の利用の許可に関する業務
- (2) にぎわい館の維持管理に関する業務

- (3) テナントの管理及び運営に関する業務
- (4) 魚河岸地区のにぎわいの創出に関する業務
- (5) にぎわい館の運営に関する業務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務
- (6) 前各号に掲げるもののほか、にぎわい館の設置の目的を達成するために市長が必要と認める業務

(事業報告書の提出)

第22条 指定管理者は、毎年度終了後、市長が定める日までに、次の事項を記載した事業報告書を市長に提出しなければならない。なお、年度の途中において地方自治法第244条の2第11項の規定により指定を取り消されたときも、同様とする。

- (1) 業務の実施状況及び利用状況
- (2) 管理経費の収支状況
- (3) その他市長が必要であると認めた事項

(損害賠償義務)

第23条 指定管理者、利用者及び来館者は、自己の責めに帰すべき理由によりにぎわい館を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、市長の指示するところによりこれを原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。

(秘密保持義務)

第24条 指定管理者及びにぎわい館の業務に従事している者は、にぎわい館の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又はにぎわい館の業務の従事を退いた後においても同様とする。

(委任)

第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(準備行為)

2 第19条の規定による指定の手続き及びこれに関し必要なその他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

別表(第12条関係)

1 第4条第1号から第4号まで、第7号から第9号まで及び第10号(駐車場利用を除く。)に掲げる施設

区分		金額(1時間につき)
1階ホール (貸し切り利用)	非営利利用	1,000円
	営利利用	2,000円
展示・物販スペース	非営利利用	300円
	営利利用	600円
キッチンスタジオ	非営利利用	300円
	営利利用	600円
会議室	非営利利用	300円
	営利利用	600円
2階ホール (貸し切り利用)	非営利利用	1,000円
	営利利用	2,000円
共用テラス	非営利利用	300円
	営利利用	600円
屋外物販施設	非営利利用	300円
	営利利用	600円
イベント広場	非営利利用	1㎡当たり10円
	営利利用	1㎡当たり20円

備考

- (1) 設備利用料金 附属の施設又は設備を利用する場合において、市長が別に定める額を別に徴収する。
- (2) 電気料金 機械又は器具を設置して電気を利用する場合においては、実費を基準として市長が定める額を別に徴収することができる。
- (3) 営利利用料金 営利を目的として利用する場合においては、売上高に0.35以内の割合を乗じて得た額(ただし、1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てる。)を別に徴収することができる。

2 第4条第5号及び第6号に掲げる施設

区分	金額(1月につき)
1階店舗(104.65㎡)	222,000円
2階店舗①(85.27㎡)	181,000円
2階店舗②(58.82㎡)	125,000円
2階店舗③(46.70㎡)	99,000円
2階店舗④(98.56㎡)	209,000円